

**令和6年度
沖縄観光人材不足緊急対策事業補助金
応募要領**

令和6年9月

沖縄県企画部交通政策課

令和6年度沖縄観光人材不足緊急対策事業補助金応募要領

1 事業の目的

沖縄において観光需要が急速に回復する中で、突発的かつ深刻な状況にある観光人材不足に対応し、沖縄のリーディング産業である観光産業の着実な再生を図ることを目的とする。

2 募集対象者

【交通事業者】

- (1) グランドハンドリング事業者（那覇空港に限る）
- (2) 保安検査事業者（那覇空港に限る）
- (3) バス事業者（貸切バスの運行を実施する事業者）
- (4) タクシー事業者（観光タクシーサービスを実施する事業者）

3 補助対象事業者

補助金交付要綱 別表1の事業Ⅱ②

4 補助対象経費

本補助金の交付対象となる経費は、以下の経費とします。

観光事業者が支出する資格取得の支援のための費用

※既に他の制度による補助を受けている経費については対象外となりますのでご注意ください。

5 補助率

補助率：8/10

※観光人材 1 人あたり、以下の金額を上限とする。

- (1) グランドハンドリング事業者：280 千円
- (2) 保安検査員：94 千円
- (3) バス：320 千円
- (4) タクシー：160 千円

6 補助対象事業実施期間

補助対象事業実施期間

令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 1 月 31 日

7 応募手続きの概要等

(1) 応募期限

令和 6 年 9 月 18 日（水）～令和 6 年 12 月 27 日（金）厳守

(2) お問い合わせ先・提出先

（バス・タクシー）

沖縄県企画部交通政策課陸上交通班 内嶺

（グランドハンドリング・保安検査）

沖縄県企画部交通政策課交通企画班 石川

〒900-8570

沖縄県那覇市泉崎 1-2-2

電話番号：098-866-2045、FAX:098-866-2448

(3) 提出方法

上記提出先に、提出書類一式を提出すること。

※郵送の場合は、到達確認を電話にて行うこと。

(4) 提出書類

補助金交付要綱の申請様式一式を提出ください。

- ① 交付申請書（第 1 号様式）
- ② 事業計画書
- ③ 積算内訳書
- ④ 宣誓・同意書

⑤ 会社概要、組織体制、従業員数（申請前月時点および平成 30 年同月時点の数）が分かるもの※

⑥ 直近 2 か年分の決算書（利益額、売上高が確認できるもの）

(5) その他

- ・申請にあたっては、事前に補助金要綱の内容を必ず確認ください。
- ・応募に係る費用については、申請者の負担といたします。
- ・申請については先着順とし、予算がなくなり次第、申請の受付を終了いたします。

注 1) 補助金交付要綱 別表 1 の事業Ⅱについては 3 か月以上勤務した従業員にかかる費用を対象とする。令和 6 年度内で勤務実績が 3 か月に到達しない場合、1 年以上継続して業務に従事する意向を確認できた従業員にかかる費用を対象とする。

注 2) 支援の対象となる民間事業者等のうち、補助対象から除くのものについては、次のとおりとする。

【対象外事業者】

ア. 申請前月時点における従業員数が、新型コロナウイルス感染症以前の平成 30 年同月時点の従業員数を上回る事業者。ただし、平成 30 年同月時点で設立・開設していない事業者については、設立・開設した時点とする。

イ. 申請時点において、東証プライムに上場している事業者（上場している事業者の支店を含む）

ウ. 申請時点において、非上場だが東証プライムの上場要件に相当する以下の利益の額又は売上高を有する事業者。

以下 a または b に該当する事業者

a 最近 2 年間の利益の額の総額が 25 億円以上の事業者

b 最近 1 年間における売上高が 100 億円以上の事業者

平成 30 年同月時点の従業員数を確認する資料としては、以下のものを想定しております。例示した資料によらない場合は、個別に対応いたしますのでご相談ください。

※平成 30 年同月時点の従業員数の確認方法について

平成 30 年同月時点の従業員数を示すもの（公的機関に提出するものなど信憑性のあるもの）

- ・「所得税徴収高計算書の控え」「源泉所得税の電子納税完了報告書」
- ・「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬決定一覧表」
- ・「給与所得等にかかる市民税・県民税」
- ・「特別徴収税額の決定・変更通知」（市町村ごと）等
- ・「賃金台帳」

8 交付についての審査結果

申請書類を確認のうえ、沖縄県交通政策課で審査を実施の上、審査の結果について連絡いたします。

なお、予算の範囲内での交付とし、予算額以上に申請があった場合等については、申請額より減額する場合や、交付決定がなされない場合もありますので、あらかじめご了承ください。

9 交付決定

補助金の交付予定額等については、補助金交付申請書の内容を精査の上、交付決定通知書により正式に決定、通知します。

- ・補助金交付申請書の作成に当たっては、消費税及び地方消費税額等仕入控除税額※を減額して記載するものとします。
- ・なお、補助金交付決定額は、補助限度額を明示するものであり補助金支払額を約束するものではありません。また、使用経費が当初の予定を超えた場合にあっては、当初決定し通知した補助金交付決定額を増額することはできません。

※ 消費税等仕入控除税額とは

補助事業者が課税事業者（免税事業者及び簡易課税事業者以外）の場合、本事業に係る課税仕入に伴い、消費税及び地方消費税の還付金が発生することになるため、この還付と補助金交付が重複しないよう、課税仕入の際の消費税及び地方消費税相当額について、原則としてあらかじめ補助対象経費から減額しておくこととします。この消費税及び地方消費税相当額

を「消費税等仕入控除税額」といいます。

10 補助金の交付

補助対象者は、補助事業が完了（廃止の承認を受けた場合を含む。）したときは、その日から起算して 30 日以内又は当年度の 1 月 31 日のいずれか早い日までに実績報告書を沖縄県知事に提出しなければなりません。

完了実績報告書を提出していただき、実施した事業内容の検査と経費内容の確認により交付すべき補助金の額を確定した後、精算払いとなります。

※必要と認められる場合は、補助金の交付決定後に、補助事業の進捗を勘案の上、補助金の概算払いを受けることができます。

11 交付決定の取り消し等

申請にあたっては、認識誤り等が無いよう事前に補助金要綱の内容を必ず確認ください。

申請内容の虚偽、補助金の重複受給等が判明した場合は、交付決定後であっても交付決定を取り消し、補助金の返還請求、罰則の適用が行われることがあります。

12 その他

- (1) 補助対象者は、交付決定を受けた後、補助事業の経費の配分若しくは内容を変更しようとする場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとする場合は、事前に承認を得なければなりません。
- (2) 補助事業者は、沖縄県知事が補助事業の進捗状況の報告を求めた場合、速やかに報告しなければなりません。
- (3) 取得した個人情報については、本事業の利用目的以外に利用することはありません。
- (4) その他、事業の実施に関しては、補助金交付要綱に基づきます。